

## 事前評価調書

I 事業概要																													
事業名	急傾斜地崩壊対策事業																												
地区名	日沢(Ⅱ)区域(仮称)																												
事業箇所	豊田市御作町地内																												
事業のあらまし	当該区域は、豊田市の北西部に位置し、保全対象として要配慮者利用施設である御作こども園、人家1戸を含む。平成22年2月に土砂災害特別警戒区域の指定を受けている急傾斜地崩壊危険箇所である。がけ高27m勾配39°の急傾斜地であり、地元住民から急傾斜地崩壊対策事業への強い要望に対応することを目的とする。																												
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人家1戸及び御作こども園(要配慮者利用施設)を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。</li> </ul> <p>【副次目標】(必要に応じて記載する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし。</li> </ul>																												
事業費	事業費																												
	1.00億円																												
	内訳																												
	■工事費 0.80億円、■用補費 0.05億円、■その他 0.15億円																												
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成30年度 完成予定年度 平成33年度																												
事業内容	急傾斜地崩壊防止施設工(擁壁工等) L=100m																												
II 評価																													
① 事業の必要性	1) 必要性	<p>斜面の風化が激しく、豪雨等により斜面崩壊が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、早急に急傾斜地崩壊防止工事を行い、保全対象を保護する必要がある。</p> <p>※費用便益分析マニュアル(急傾斜)に基づき算定したB/Cは、3.37で1.0を越えている。</p>																											
	判定	<p><b>A</b></p> <p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要があるため。</p>																											
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">1.00</td> </tr> </tbody> </table>			H30	H31	H32	H33	工種 区分	調査・設計	←	→			用地補償		←	→		工事 ・擁壁工			←	→	事業費(億円)		1.00		
		H30	H31	H32	H33																								
工種 区分	調査・設計	←	→																										
	用地補償		←	→																									
	工事 ・擁壁工			←	→																								
事業費(億円)		1.00																											
② 事業の実効性	2) 地元の合意形成	<p>地域住民から急傾斜地崩壊対策事業への要望が非常に強いため、合意形成が図れていると判断する。</p>																											
	判定	<p><b>A</b></p> <p>A: 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。</p>																											
III 対応方針																													
妥当である	<p>事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。</p>																												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																													
<p>■対象(事業完了後5年目) □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>事業効果を確認および評価し、改善措置の有無を確認するため。</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。</p>																													